

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第10回島根海区漁業調整委員会が、平成30年12月17日（月）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 平成31年漁期のマイワシ、マアジのTAC計画の変更について（諮問）
- (2) 漁業調整規則の一部改正（あさりの殻長制限）について（報告）
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理の状況について（報告）
- (4) 水産政策の改革について（報告）
- (5) 第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しについて（報告）

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 平成31年漁期のマイワシ、マアジのTAC計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県計画を定めています。

このたび、国において平成31年漁期のマイワシ、マアジに係わる漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

県の管理計画の変更の概要

	平成31年1月～平成31年12月の知事管理量
まあじ	33,000トン [うち中型まき網：31,200トン]
まいわし	42,000トン [うち中型まき網：41,400トン]

(備考)

- ・TACの2割を留保枠とし、当初配分は8割とする。
- ・平成31年漁期より、まいわしについては、資源評価結果に基づいた系群管理を実施することとし、日本海の海域及び太平洋の海域に分けて管理する。

(2) 漁業調整規則の一部改正（あさりの殻長制限）について（報告）

中海及び境水道におけるあさりの殻長制限について、これまで委員会指示による規制を行っていましたが、鳥取県では漁業調整規則による規制を行っていることから、鳥取県の規制に合わせ、漁業調整規則での規制を行おうというものです。

なお、施行日は平成31年10月1日を予定しています。

(3) 太平洋クロマグロの資源管理の状況について（報告）

太平洋クロマグロの資源管理の状況について事務局より報告をしました。

- ・第4管理期間（平成30年7月1日～）からTAC法に基づいた管理を実施中。
- ・県計画の知事管理量を小型魚58.8トン、大型魚を15.3トンに変更。

- ・TAC法に基づき、平成30年10月19日付けで「島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則」を制定。漁獲量が9割5分を超えた場合、くろまぐろを目的とする採捕の停止を発令。
- ・第5管理期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日となり、島根県への配分量は小型魚79.0トン、大型魚23.3トンとなる見込み。

（４）水産政策の改革について（報告）

漁業法の一部を改正する法律が平成30年12月14日に公布され、公布から2年以内に施行されることになりました。

水産政策の改革の目指すべきところとしては、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することにあります。

今回の法改正では、資源管理措置・漁業の許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度と漁業協同組合制度の一体的な見直しを行おうとするもので、漁業法の一部改正と水協法の一部改正がなされています。

漁業法の改正では、TAC法を廃止し、漁業法に統合したということが大きな改正点です。

（５）第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しについて（報告）

第7次島根県栽培漁業基本計画の一部見直しについて、事務局より説明をいたしました。

・県では、平成32年度からの新たな振興計画を予定する中、沿岸漁業や漁村地域の振興・活性化を重点項目の一つとして検討を進めており、市場価値が高く、沿岸資源の維持及び回復に寄与する地先種の資源培養による栽培漁業を推進。

・マダイ、ヒラメの放流を効率化し、新たに定着性の強い地先種の放流により、沿岸域の水産資源の底上げを図り、沿岸漁業者の所得向上を目指す。

・第7次計画の改定は、平成32年度内を予定。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950